北秋田市の個

フライバシーを守ります

らせします。 す。個人情報保護制度の概要についてお知 定し、個人情報の適正な管理に努めていま **ために「北秋田市個人情報保護条例」を制** 市は、 市民の皆様の個人情報を保護する



個人情報の取り扱いについて調査審議する 保護審議会委員(情報公開審査会委員兼務)」の辞令交付が7月1日 会長に小塚邦雄氏を互選しました。

(会長職務代理者 一氏 合川)、 小塚会長 櫻庭弘子氏(森吉)、蒲芳氏(阿仁)、河田弘美氏(鷹巣)

個人情報保護制度

す の深刻な問題が生じていま 個人情報が漏えいするなど な取り扱いによって大量の 大きな利便性をもたらした 通信技術が急速に発達し、 インターネットなどの情報 一方で、個人情報の不適切 元在の高度情報化社会は

に全面施行しています。 法制を整え、平成17年4月 適用される、 関などの公的部門の両方に 業などの民間部門、 律」などを制定し、 や「行政機関の保有する個 情報の保護に関する法律 は、 人情報の保護に関する法 このような状況の中、 平成15年5月に「個人 個人情報保護 行政機 民間企 玉

個人情報保護条例」を制定 に努めています。 扱いやプライバシーの保護 し、個人情報の適正な取り の合併施行日に「北秋田市 市は、平成17年3月2日

個人情報とは

又は識別され得るもので、 て、特定の個人が識別され、 個人に関する情報であっ 図画、 、写真、 スライ

> ド、磁気テープ等に記録さ れたものなどをいいます。

個人情報の収集

ときは、 います。 市

個人情報取扱業務の登録

ます。 る個人の範囲、記録する個 その業務の目的や対象とな については、あらかじめ、 人情報の項目などを登録し 個人情報を取り扱う業務

個人情報の利用

ことは、 ています。 関に提供(外部提供)する に利用したり、市以外の機 的の範囲を超えて他の業務 登録された個人情報は、 個人情報取扱業務として 原則として禁止し 目

部提供を認める場合があり る場合など目的外利用や外 る場合や法令等に定めがあ ただし、本人の同意があ

報について、本人が開示等

市

が保有している個人情

の請求をすることができま

収集することを原則として 必要な範囲内で、本人から その目的を達成するために が個人情報を収集する 目的を明確にし、

個人情報の電算処理

じられないことがあります。 る場合などには、請求に応 について法令等に定めのあ

禁止しています。 合することは、 タとを通信回線等により結 市と市以外のコンピュー 原則として

を聴いた上で行います。 個人情報保護審議会の意見 特に必要がある場合には、 公益や福祉の向上のために ただし、結合することが

個人情報の適正管理

個人情報の適切な管理のた 改ざん及び損傷の防止等、 取り組んでいます。 た各種情報の保護について めに必要な要綱を定め、 **八情報の保護を最優先とし** 個人情報の漏えい、滅失、 個

お問い合わせは

自己情報の開示等請求

8

ただし、開示しないこと